

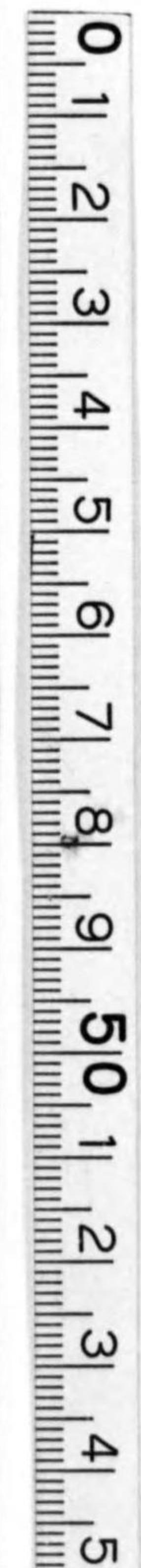
589.8-Ma47



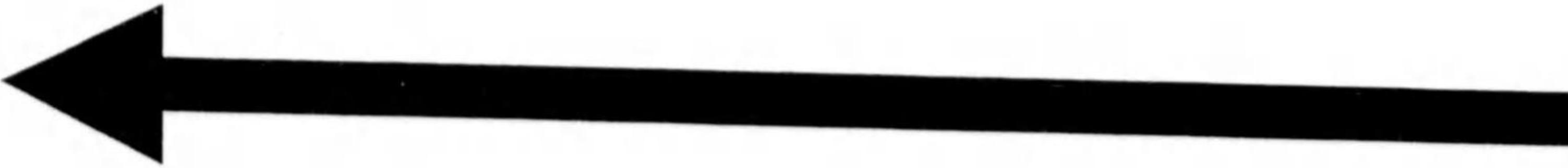
1200500747583

滿州煙草事業小史

国立国会図書館



始



秘

滿洲煙草統制資料第一號

康德十年六月

# 滿洲煙草事業小史

滿洲煙草統制組合

發行所寄贈本

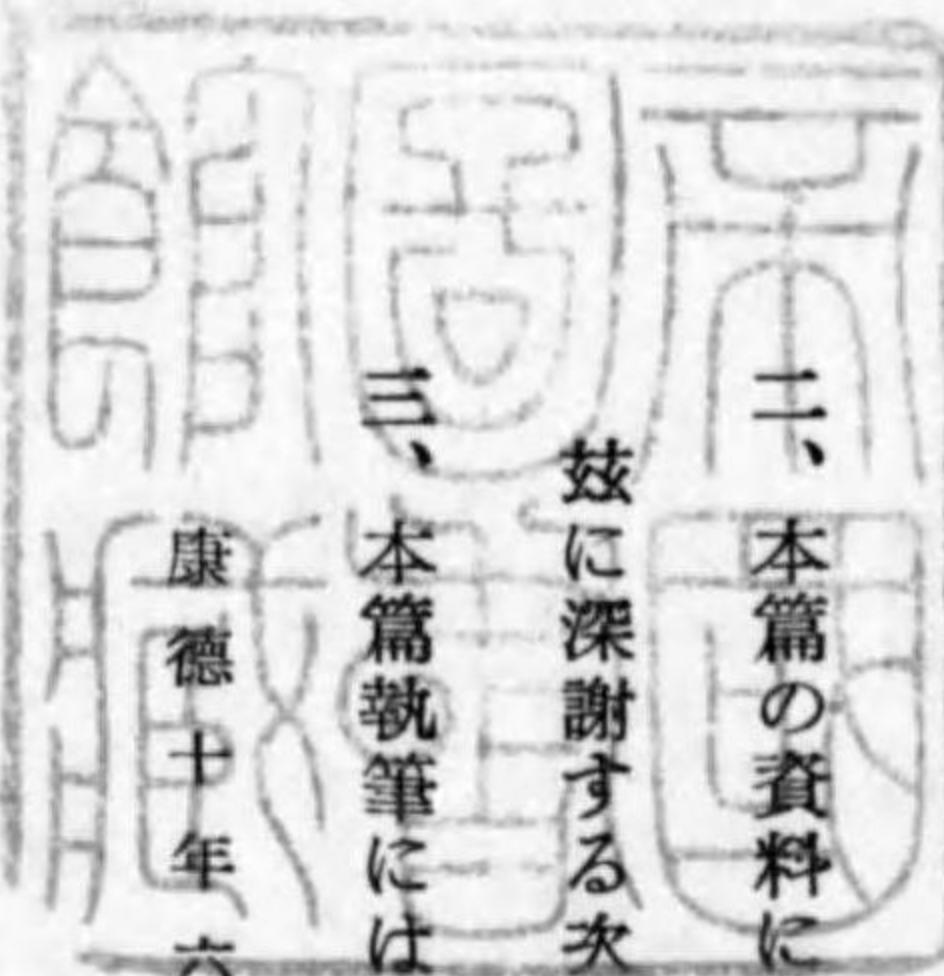
序

589.8  
MA47

一、本篇は滿洲に於ける煙草事業の沿革を極めて概括的に纏めたものである。煙草事業に關しては據るべき文献資料に乏しく、もとより正鵠を期し難いが一應豫報的な骨組を整へ煙草事業關係各位の批判改正を仰ぎ將來の完璧を期し度敢えて印刷に附する次第である。

二、本篇の資料に關しては興農部農產司を始め滿洲葉煙草株式會社外各關係機關等に負ふ所が多い。茲に深謝する次第である。

三、本篇執筆には當組合高橋亘職員が當つた。



康德十年六月



滿洲煙草統制組合

理事長 大塙義雄

義雄

秘 1  
129

# 滿洲煙草事業小史

## 目 次

第一章 葉煙草.....	一
第一節 在來種葉煙草.....	一
第一項 沿革.....	一
第二項 產地、栽培面積、產額及價格.....	三
1. 產地.....	三
2. 栽培面積及產額.....	四
3. 價格.....	五
第二節 改良種葉煙草.....	六
第一項 沿革.....	七
第二項 產地、栽培面積、產額及價格.....	八
1. 產地.....	八
2. 栽培面積及產額.....	九
3. 價格.....	十
第三節 試驗研究機關.....	十一
第二章 製造煙草.....	十二
第一節 製造.....	十二
第二節 試驗研究機關.....	十三
第三節 試驗研究機關.....	十四

目 次

二

第一節 煙草製造の沿革	六
第一項 建國以前	一
1. 北 滿	一
2. 南 滿	三
第二項 建國以後	三
第三項 紙巻煙草の需給	三
第三章 貿 易	三
第一節 葉 煙 草	三
第二節 製造煙草	三
第四章 統 制	四
第一節 葉 煙 草	四
第二項 在來種	五
第一項 在來種	五
第二項 黃色種	五
第二節 製造煙草	五
第一項 製造統制	五
第二項 配給統制	五
第三項 滿洲煙草統制組合	五
第三節 公課制度	六

# 滿洲煙草事業小史

## 第一章 葉 煙 草

### 第一節 在來種葉煙草（在來種菸）

#### 第一項 沿 革

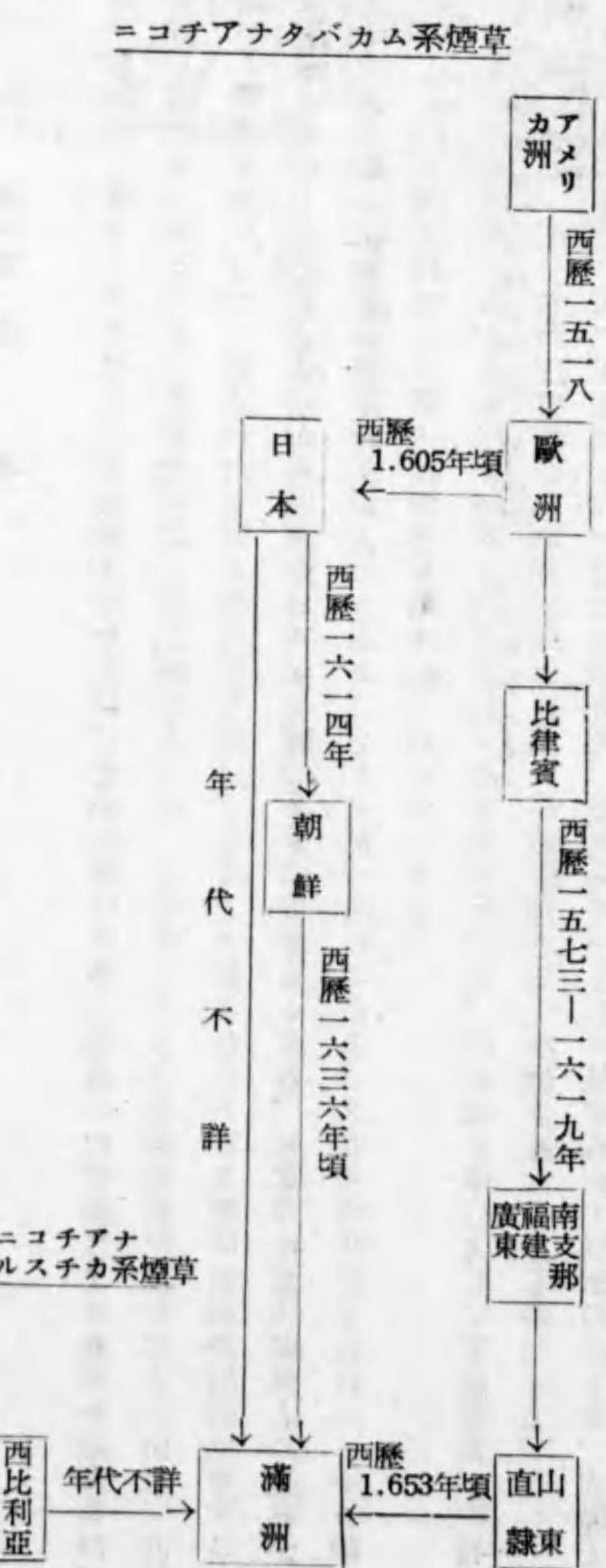


滿洲に煙草が始めて傳來したのは約三百年前と稱せられ、その經路は呂宋（現在の比律賓）より支那を經たもの、日本より朝鮮を經たもの及シベリヤを經たものとの三説があるが、この中一六五三年頃遼東開墾令により山東、直隸地方より移住した漢民族によつて齎されたと言ふ説が最も強い。日本より齎されたと言ふ説は鏡泊湖附近に產する南胡頭煙が秦野葉に類似してゐるところから原種が日本から傳つたものであるとされ、又文献に當時朝鮮との交易が盛んでありその交易品の中に煙草及煙草種子が入つてゐることから稱へられてゐる。又在來種葉の中にはルスチカ種が混交してゐることから西班牙より齎されたとも謂はれてゐるのである。

何れにしても此の葉煙草が現在在來種葉煙草と稱せられてゐる所のもので、吉林省を中心として安東省及奉天省東部山岳地帶、濱江省の一部、牡丹江省等の各地に栽培され滿人の煙管用として喫煙されてゐるものである。

在來種葉煙草が商品價値を有する様になつたのは清朝時代、朝貢品の一として献ぜられて以來のことと、官煙とし

滿洲への煙草流入經路圖  
(滿洲在來種菸)



てその盛名が謳はれると共に、菸麻店と稱する取引業者がその熱心な耕作獎勵者となり耕作資金の融通、販路の擴張を行ひ、その爲價格昂騰し、その產額が急増した。而して之が耕作の最盛期は今より四、五十年前と謂はれてゐる。然し、其後菸麻店の搾取跳梁の爲め農民の收入減を來す一方日露戰爭後文化の向上に依り煙管煙草より紙巻煙草への需要轉換を來し、生産過剩となり價格も低下した爲漸次生産が減少するに至つた。

歐洲大戰後一時下級紙巻煙草の原料として耕作の有望性が唱へられたが其の品質、香喫味の點より不適當であつた爲、輸入原料に壓倒されたのみならず軍閥による重稅等の爲左程増加はしなかつた。

滿洲事變後、一層其の生産は減少し、建國後の集團部落の建設、社會狀勢の過渡期的不安定等の爲衰微の一途を辿つた。

## 第二項 產地、栽培面積、產額及價格

然るに近年、國際情勢の激變による第三國よりの原料葉煙草の輸入杜絶の爲に不足原料補充用として、亦北支への輸出物資として再認識されるに至り、茲數年價格の騰貴と共に其の生産が急増した。康德八年、その需給に關し國家的統制が加へられるに至つたのも之が爲に他ならない。

### 1. 產 地

#### A、東山地方

在來種の產地、栽培面積及產額等につきては確實な資料を缺くが、大體產地としては奉天省の東北部山岳地帶、四平省の東部、通化省の一部に產する東山煙と稱せられるもの、吉林省に產し漂河煙亦は南山煙と稱せられるもの、牡丹江省の寧古塔地方に產し湖頭煙と稱せられるもの等がある。

#### B、南山地方

奉天省鐵嶺の北方清河江域、四平省渾河、蘇河、輝發河上流山地の溪谷地方即ち海龍、東豐、西豐の諸縣下及下及通化省の一部に產し南山煙と稱せられるもの

#### C、寧古塔地方

牡丹江省の寧古塔地方に產し湖頭煙と稱せられるもの

#### D、濱江省五常縣

## E、其 他

濱江省呼蘭河の上流各地の深谷、北安省及熱河省赤峯地方等

## 2. 耕地面積及產額

在來種は到る處に栽培され各農家の自家用に供するものが多くの的確に耕地面積及及產額を知ることは殆ど不可能に近いが大體面積三萬乃至三萬五千陌、產額二千萬乃至二千五百萬疋と謂はれてゐる。而して現在商品として取引されてゐるのは主として吉林省及濱江省内五常地方のものであるが此の取引量は年一千萬疋程度である。

## 康德八年度市場取引數量

滿洲在來種菸統制組合調

吉 林 省	磐 石 縣	一 五 、一 五 二 斤
	樺 甸 縣	四 、七 五 五 、五 六 〇 斤
	蛟 河 縣	四 、二 一 四 、七 七 一 斤
	永 吉 縣	二 、〇 三 六 、三 五 五 斤
濱 江 省	舒 蘭 縣	四 、五 八 三 、二 三 三 斤
	五 常 縣	一 、六 七 三 、〇 九 七 斤
	其 他	二 、一 四 三 、四 一 四 斤
奉 天 省		九 、〇 五 七 斤
四 平 省		六 四 八 、九 六 〇 斤
牡 丹 江 省		一 〇 七 、四 三 六 斤

## 計

二〇、一八七、〇三七斤

(一〇、〇九三、五一八、五疋)

康德九年度は天災其他に依り激減し總量七〇〇萬斤(三五三七千疋)程度に止まつた。

## 3. 價 格

在來種菸は從來定つた等級規格なく現物一包毎に評價賣買されてゐたのであるが其の統制を行ふ爲には此の等級規格を定むる要ある處から、片菸、把菸、磚菸各種然毎に特等より四等迄の五ヶ等の規格を定め康德八年興農部名を以てする標準見本の作成を了し之を適用して検査格付を行はしめて收貨菸の統制を期しつつ現在に至つてゐる。而して其の收買價格は次の通りである、

## 在來種菸百斤當最低收買價格表

(イ) 片 菸	年 次	特 等	一 等	二 等	三 等	四 等	屑 葉
康 德 九 年 年		六 一 〇	六 一 〇	五 一 〇	四 一 〇	三 一 〇	二 一 〇
康 德 八 年		六 一 〇	五 一 〇	四 一 〇	三 一 〇	二 一 〇	一 〇 〇
康 德 七 年		六 一 〇	五 一 〇	四 一 〇	三 一 〇	二 一 〇	一 〇 〇
康 德 六 年		六 一 〇	五 一 〇	四 一 〇	三 一 〇	二 一 〇	一 〇 〇

## (ロ) 把 菸

康德八年	毛、〇〇	三、〇〇	毛、〇〇	三、〇〇
康德九年	三、〇〇	元、〇〇	三、〇〇	二、〇〇
(ハ) 磚 菸	元、〇〇	毛、〇〇	元、〇〇	七、〇〇
				八、〇〇
				一〇、〇〇

## 備考

一、適用範囲ハ國內一圓トス

二、收買價格ハ百斤當價格トス(五〇莊)

三、收買價格ハ菸稅及ビ興農合作社交易手數料抜キ價格トス

四、收買箇所ガ最寄驛ヨリ四十秆以上ノ場各ニハソノ收買價格ハ各種菸各等級ヲ通ジ一律ニ二圓下ゲルモノトス

## 第二節 改良種葉煙草

(黃色種、バーレー種、其他)

茲に改良種葉煙草と言ふのは在來種葉煙草に對して捲煙草原料たる葉煙草に就てあるが、その何れも歴史が淺く  
黃色種を除いては附隨的な意義しか持つてゐないので先づ王として黃色種に就て述べる。

## 第一項 沿革

捲煙草原料たる黃色種葉煙草栽培の歴史は淺い。

即ち滿鐵が大正七年(一九一八年)鳳凰城及得利寺の試作場並に公主嶺試驗場に栽培したのが其の嚆矢であつてその後僅々二十數年を経たに過ぎない。而も滿洲に於ては黃色種葉煙草の栽培が適しないと謂ふのが殆ど常識になつてゐて康徳四年第一次產業開發五ヶ年計畫の一に採り上げられる迄は全く自給作物として顧られず僅かに安東省鳳凰城其他二、三の地方に於ける特殊產物として栽培が爲されてゐるに過ぎなかつた。

其の產額も亦微々たるもので到底捲煙草原料の需要を充すに足らず、五ヶ年計畫初年度たる康徳四年度に於てすら需要の一四、七%を充し得た状態で他は凡て之を支那(主として山東地方)米國、日本其他の諸國からの輸入に仰いでゐた。

乍然、滿洲建國以來、近代國家としての機構整備、日滿經濟圈の確立に邁進しつゝあつた當時の實情として財政的見地から輸入防遏物資として採り上げられるに至り、產業開發五ヶ年計畫農產部門中に葉煙草が織込まれた。所が五ヶ年計畫實施初年度たる康徳四年即ち昭和十二年支那事變の勃發を見、事變の波及する處國際情勢の變轉亦逆賭を許さざるものあり、加へて、從來原料葉煙葉の主要供給地たりし山東地方は戰火の犯すところとなり米國其他の供給も亦期待し得ない情勢となつたのであるが偶々前年秋日本專賣局より應援を得て組織した調查團(團長 長谷川浩博士)現滿洲葉煙草株式會社々長)の調査に依り黃色種葉煙草栽培の可能性が保證されるに至り、茲に捲煙草原料葉煙草の自給自足を目標として康徳五年度より修正五ヶ年計畫に依る増産が開始されることとなつた。

此の爲に日本からの技術及技術員の積極的導入、康德五年末には増産政策遂行及原料配給統制機關としての滿洲葉煙草株式會社の設立、康德七年六月監督行政機構の一元化等種々の努力が傾注され、その成果も亦見るべきものあり、黃色種の生産量は康德五年に於て七九二萬匁（前年の約二、二一倍）翌六年一、九九四萬匁（前年の二、五二倍、前々年の五、五五倍）、七年一、四九六萬匁、八年一、三三九萬匁（對六年比一、一八倍、對五年比三、〇五倍）、ペーレー種を合して二、六二三萬匁即ち五ヶ年計畫開始前年度たる康德三年度に比すれば一〇、六二倍といふ實績を示し捲煙草原料所要量の約七〇%以上を自給し得るに至つた。

以下少しく栽培の沿革を詳述する。

### (1) 黃色種

滿鐵公主嶺農事試驗場に於ては早くから煙草栽培に着眼し大正四年から黃色種栽培に關する試験をしてきたが第一次歐洲大戰に依る捲煙草原料不足に刺戟され大正六年時の農務課長柄内王五郎氏が朝鮮總督府岡田虎輔技師に委嘱、栽培地調査を行つた結果、安奉線鳳凰城及連京線得利寺を以て最適地となし、此の地に於て試作を爲すこととなつた。而して試作場の設置は栽培試験といふよりは寧ろ民間に黃色種葉煙草を普及せしめる指導獎勵機關としての使命を有してゐた。初年度の試作の結果は收穫量及品質に於て成績可良なるものあり、更に其年の暮朝鮮忠州より同地方に於て煙草耕作に經驗ある日本人七名が視察に來り耕作の有望性が實證された。

當時朝鮮に於ては早晚煙草專賣法を實施せられる情勢にあつた爲、東亞煙草會社は鳳凰城地方の米葉生產に著目し、大正八年滿鐵に懇望、該試作場を借受け、前記朝鮮より渡満した内地人七名に當地在住日本人二名を加へ「東亞煙草南滿黃煙組合」を組織、五七、六陌の栽培を始めたのが即ち滿洲に於ける民間黃色種葉煙草栽培の第一步である。

然し、此の組合に依る煙草栽培は支那側官憲の無理解、制度の不備、經驗の不足、一般經濟界の不況等諸種の原因

に依り好結果を齎さず殊に大正十一年の霜害は耕作に再起不能の打撃を與へ、同年末を以て東亞煙草會社は助成を中止するに至つた。

東亞煙草が見切りをつけた後も滿鐵は融資の斡旋、經費の補助等産業育成上好意的援助を與へた爲組合は辛じて事業を存續することが出来たやうな始末であつたが、其後天災、日滿耕作者の民族的乖離、資金難等々惠まれざる諸條件の下に苦心經營を重ねてゐる中漸次煙草耕作の有利性が認識されるに至り、日鮮滿の耕作者が漸増し、各種耕作組合の設立されるものが多くなつた。が此の耕作熱の上昇と共に、耕作者相互の耕作適地取得競合が激しくなり、勢ひ連作が續けられ耕地の瘠衰と病害の蔓延を招來収益は年々遞減するに至つた。（當時は治安の關係で耕作地が鳳凰城、高麗門附近に局限されてゐた爲）

加之、各種組合の亂立は一層此の種の弊を深め、檢收々買價格亦區々であつた爲他組合への密賣等を發生し組合相互の經營を不利に導き產地は寧ろ衰退の危惧を抱かれるに至つた。

然し乍ら、偶々此の時滿洲事變の勃發—滿洲建國等の歴史的轉換期に遭遇し、國家的産業統制の機運に刺戟されて、政府滿鐵等の指導に依り安東鳳城縣下の耕作者を大同團結する鳳凰城煙草耕作組合が康德元年六月結成された。

此の組合の設立に依つて同地方に於ては「組合員以外の耕作を認めず」「生産葉煙草は凡て組合に於て檢收々買する」といふ原則が確立された。

同組合は其の後順調なる發展を爲し康德三年滿洲國に於ける最初の再乾燥工場を鳳凰城に建設する等大いに產地の發達に資した。（それ以前に東亞煙草營口工場に於て小規模な再乾燥をなしてゐたが本格的再乾燥工場としては之が嚆矢である）

一方、大正七年鳳凰城と共に滿鐵が試作場を開設した得利寺地方に於ては、大正八年より民間に委託栽培をなし栽培知識の普及に努めたが以來成績良好で附近農家の耕作に從事する者漸増した。

大正十四年得利寺試作場は鳳凰城に合併、閉鎖されたが、それと同時に從來の委託栽培者が得利寺煙草耕作組合を組織、其後昭和二年名稱を南滿洲煙草耕作組合と改め翌三年海城の耕作者の加入を見る等、同地方の煙草栽培も漸次盛んとなつた。

同組合は其後康徳三年解散、復縣煙草耕作組合に發展改組され「煙草耕作の縣長許可制」「生產品の共同販賣」「資金融通」等を行ひ後年滿洲に於ける煙草耕作の四割を占める迄に發展する基礎を作つた。

この外、煙草耕作熱の普及と共に南滿各地に耕作者が漸増し昭和三年には鞍山に煙草耕作組合の設立をみ、降て康徳三年には海龍、寬甸、錦縣等に耕作組合が設立された。而して産業五ヶ年計畫に増產品目として葉煙草が採り上げられた康徳四年を以て滿洲に於ける捲煙草原料栽培の本格的發足とみるならば大正八年より康徳三年に至る期間はその前史とも言へやう。此の期間は何等國家の生産獎勵を受けることなしに謂はば自由放任の形に於て各耕作者の恣意に依り栽培された時代であつてその目標も亦原料自給といふ事には遠いものであつた。康徳三年に於て耕作面積一、七七三陌、收量二、四六八、七〇六担、之は始めて滿洲に於て煙草栽培の行はれた大正八年に比すると十八年間に面積に於て三〇、六倍、收量に於て六〇、二倍に增加してはあるが然し捲煙草原料需要から言へば僅か一割少しを充たしてゐるに過ぎなかつた。

然し、建國以後、自給方針の樹立、更に支那事變勃發に依る輸入杜絕等の爲、全面的自給態勢確立の要を生ずるに至つたことは既述の如くで、康徳四年以後、愈々本格的な耕作が行はれ國家に依る增產政策の發動をみるに至つたのである。

康徳四年産業開發五ヶ年計畫増產品目に編入され積極的增產獎勵が行はれると共に、同年十月、政府は、製造業者より生産葉煙草の検査及販賣の統一の要望に應じ、政府及民間煙草關係機關より成る葉煙草販賣委員會を設置、檢收規格並價格の決定、標準見本の作成、鑑定員の任免等を行ひ、同委員會に於て檢收々買の上製造業者に配給することとした。更に生産關係方面に於ては同年農事合作社制々定せられ、其創設の趣旨に鑑み各地の煙草耕作組合の合作社への統合が要請せらるゝに至り康徳五年三月鞍山煙草耕作組合の遼陽農事合作社、海龍煙草耕作組合の同縣農事合作社、七月には二十年の歴史を以て鳳城煙草耕作組合の同縣合作社への統合が順次行はれ、生産の指導獎勵に關する國策的關聯が愈々大となつた。  
(農事合作社は康徳七年四月、興農合作社法制定に依り金融合作社と統合されて興農合作社設立され煙草生産關係事業も亦興農合作社に引繼がれた。)

又、康徳五年四月、煙草試作場として大正七年以來二十一年の歴史を有する鳳凰城煙草試作場も亦滿鐵農事試驗研究機關の滿洲國政府への移讓に伴つて滿洲國立煙草試驗所(後に國立煙草原種圃と改稱)として新發足をすることとなつた。

更に此の年、奉天省合作社聯合會に依つて奉天に再乾燥工場が建設着工され、翌六年春竣工をみた。  
增產政策遂行並に原料配給統制機關として滿洲葉煙草株式會社が設立されるに至つたのも亦康徳五年十二月の事に屬する。(鳳城及奉天の再乾燥工場は康徳六年同社に委譲された)

即ち、同社は政府の捲煙草原料葉煙草增產計畫の遂行を容易ならしめ國內產葉の利用及加工の向上を圖ると共に葉煙草の需給狀況に對處し之が必要なる調整を行ふ爲捲煙草原料葉煙草配給の統制機關として政府、製造會社、合作社の共同出資により一千萬圓の資本金をもつて設立されたのである。

斯くて國家機構の整備と共に順次増産遂行態勢も確立するに至り、葉煙草の耕作面積、並に收量は飛躍的增加をみるに至つた。

### (2) ホワイトバーレー種

ホワイトバーレー種は滿鐵鳳凰城煙草試作場に於ては相當古くより試作を續けて來たが康德三年に虎林線、圖佳線沿線の開拓團に種子を分け開拓團自喫用として栽培せしめたのが民間栽培の嚆矢である。此の試作結果と更に康德四年の品種試験等に鑑み國內生產方法に關する調査研究を續けた結果本種は黃色種葉煙草の適地區たらざる中北滿地區の風土に適應し且黃色種よりも寧ろ滿洲農民の經營に適合する種類であるとの結論を得たので獎勵種類として康德年の葉煙草增産五ヶ年計畫修正案に之を加へ、同年國立鳳凰城煙草試驗所に於て日本專賣局秦野試驗場より送付を受五けたる「ジユディスブライド」を原種として一八匁の種子を生産し翌六年本種獎勵縣と決定せる奉天省東北部、吉林省下に之を配布栽培せしめた。又一方康德五年鳳凰城煙草試驗所より間引小苗を移送し育苗栽培した東豐縣下内地人開拓團の約一段歩のものよりも採種し之を翌六年北滿開拓團地區に配付した。即ち本種の本格的栽培は康德六年に始まるのである。

而して本種は獨特の味はひがある處より直に大衆の嗜好に投合し難く從つて其の増産も自ら制肘を受くるを免れないが其の產品は内地、朝鮮產のものよりも寧ろ優良のもの多く而も其の生産に當つては可及的に獨特の香喫味の緩和な補充料向の生産方法を探つてゐるので年毎に堅實に發展を示しつつある。本葉煙草は黃色種の如き鐵鋼、燃料等の重要生産資材が不要なため其の増産は寧ろ黃色種より容易である。

### (3) 藥用種

硫酸ニコチン製造原料たる藥用種煙草は相當古くより各試験研究機關に於て栽培研究をされつた。特に滿鐵

中央試験所に於ては硫酸ニコチン製造研究の資料採取の爲康德五年に中北滿地區に於て民間委託栽培を行つたことがある。然し何れも尙未だ試験研究の爲の僅少な生産に過ぎずして見るべきものなかつたが支那事變勃發以來硫酸ニコチン輸入は杜絶し國內生産が緊要となつて來たため康德九年に滿洲葉煙草株式會社に於て其の工業化を企圖し原料として哈爾濱地區に於て四縣下四一九陌の契約民間栽培を始めた。之が本種の本格的民間栽培の初めであり引續き同様の方法に依り其の増産を期しつつある外本年三月年產二五、〇〇〇封度の試験工場を三果樹に建設すべき許可を受け目下準備中で之が國內の需要を充す日も遠くないものと考へられる。

## 第二項 產地、栽培面積、產額及價格

### 1. 產 地

#### (イ) 黃 色 種

黃色種の適地は熱河、錦州、奉天、四平各省の北部から吉林省の南部を經て間島省に到る線以南であるが、大產地は關東州に隣接する奉天省復縣地方と安東省鳳城縣地方で略全面積の三分の一を占めてゐる。又錦州省興城、錦西、錦、奉天省海城、復、安東省莊河等の各縣即渤海、黃海に沿ふた地方から優良香喫味葉煙草が生産されてゐる。

尚、黃色種產地省名を擧げると安東、奉天、錦州、間島、四平、吉林、熱河、通化の各省である。

栽培品種はキヤツシユ、ブライトイエロー、ゴールドグラム、改良ホワイトステムオロノコの四品種が獎勵品種に指定されてゐる。

#### (ロ) ホワイトバーレー種

康德六年に於て奉天省興京及び清原の二縣、現四平省下東豐及び海龍の二縣、吉林省永吉、磐石、舒蘭蛟河の四縣、

合計三省下八縣の外北滿開拓圃に於て栽培されたが爾來產地も大體異動なく順次増殖し康德十年に於て吉林省下樺甸、榆樹、敦化の三縣を加へた。

栽培品種としてはジユディスブライドが唯一の奨励品種として指定されてゐる。

濱江省下呼蘭、巴彥、雙城、葦河の四縣下である。

2 耕地面积及西客

滿洲國黃色種煙草累年耕作實蹟

興農部農產司調

年 次	縣旗	耕作面積 耕作人員	生產量目	販賣金額	價格量	一 陌 當
民 國	街村數耕作人員	耕作面積	生產量目	販賣金額	價格量	一 陌 當
一九一〇	八九	一〇九	四一、四元陌	三元、壹圓	一 陌 當	一 陌 當
一九一一	八九	一〇九	二五、七六	二元、九五	一 陌 當	一 陌 當
一九一二	八九	一〇九	二八、三四	二元、九五	一 陌 當	一 陌 當
一九一三	八九	一〇九	三〇四、九〇四	三元、壹圓	一 陌 當	一 陌 當
一九一四	八九	一〇九	三九、七七〇	三元、壹圓	一 陌 當	一 陌 當
一九一五	八九	一〇九	六〇七、吾〇〇	六元、壹圓	一 陌 當	一 陌 當
一九一六	八九	一〇九	二七〇、三九	二元、壹圓	一 陌 當	一 陌 當
一九一七	八九	一〇九	一六五、九二	一元、壹圓	一 陌 當	一 陌 當
一九一八	八九	一〇九	一、六五七	一元、壹圓	一 陌 當	一 陌 當
一九一九	八九	一〇九	九三	九元、壹圓	一 陌 當	一 陌 當
一九二〇	八九	一〇九	一、〇六七	一元、壹圓	一 陌 當	一 陌 當
一九二一	八九	一〇九	一、〇六三	一元、壹圓	一 陌 當	一 陌 當
一九二二	八九	一〇九	一、〇六三	一元、壹圓	一 陌 當	一 陌 當

康德九年度黃色種煙草耕作實蹟

省	耕作面積	生產高額	金額	一莊當量	一陌當金額
縣數	耕作戶數	生產高額	金額	一莊當量	一陌當金額
街村數	耕作面積	生產高額	金額	一莊當量	一陌當金額
戶數	耕作面積	生產高額	金額	一莊當量	一陌當金額
耕作面積	耕作面積	生產高額	金額	一莊當量	一陌當金額
畝	畝	圓	圓	圓	圓
二、三	二、三	三、七〇四、毛五、七	一、三五	一、三五	一、三五
六、六	六、六	六、四〇八、一二四、七	一、三五	一、三五	一、三五
四、五七	四、五七	七、六〇八、一二四、七	一、三五	一、三五	一、三五
二、六八〇	二、六八〇	八、六〇八、一二四、七	一、三五	一、三五	一、三五
一、七七	一、七七	九、六〇八、一二四、七	一、三五	一、三五	一、三五
二、八六一	二、八六一	一〇、六〇八、一二四、七	一、三五	一、三五	一、三五
一、五七	一、五七	一一、六〇八、一二四、七	一、三五	一、三五	一、三五
二、三一、三	二、三一、三	一二、六〇八、一二四、七	一、三五	一、三五	一、三五
一、五四	一、五四	一二、六〇八、一二四、七	一、三五	一、三五	一、三五
一、八、七〇六、七	一、八、七〇六、七	一二、六〇八、一二四、七	一、三五	一、三五	一、三五
一、八、九七五、七六四	一、八、九七五、七六四	一二、六〇八、一二四、七	一、三五	一、三五	一、三五
三、一〇三、八二六	三、一〇三、八二六	一二、六〇八、一二四、七	一、三五	一、三五	一、三五
四、二六八、三〇九、吾	四、二六八、三〇九、吾	一二、六〇八、一二四、七	一、三五	一、三五	一、三五
一、三五一、〇六	一、三五一、〇六	一二、六〇八、一二四、七	一、三五	一、三五	一、三五
計	計	計	計	計	計
天東州	天東州	天東州	天東州	天東州	天東州
河平化林島	河平化林島	河平化林島	河平化林島	河平化林島	河平化林島
奉安錦熱四通吉間合	奉安錦熱四通吉間合	奉安錦熱四通吉間合	奉安錦熱四通吉間合	奉安錦熱四通吉間合	奉安錦熱四通吉間合

黃色種煙草等級別生產量目步合表

貴也重理直寧致別三垂止用參合表

年	次
一等	二等
二等	三等
三等	四等
四等	五等
五等	六等
六等	七等
七等	八等
八等	九等
九等	十等
	計

平				
年	九	八	七	六
七	三	二	一	〇
三	七	四	三	二
一	九	三	二	一
五	三	一	五	五
元	九	三	二	一
二	六	三	七	六
一	三	一	六	五
六	七	二	五	四
三	一	一	六	五
五	二	三	七	六
四	二	八	二	三
三	七	四	一	〇
一	零	零	一	〇
一	零	零	一	〇
一	零	零	一	〇

年	次	備
康德五年	五、九三	考
康德六年	六、七二	
康德七年	五、八二	
年	次	備
康德八年	五、三三	考
康德九年	四、五二	
康德十年	五、七一	
年	次	備
五ヶ年間の總平均		考

この平均等級をみると左の如くで五ヶ年間に一等四一の向上を示して居り技術改善の實績が認められる。

備考 昭農部農業司 記  
尙増産五ヶ年計畫對實蹟を示せば次の如くにして最終年度に於ける計畫當初案に對する實蹟は面積に於て二、五六倍、生産高に於て二、六七倍を示し康徳五年の修正案に比しては計畫對實蹟は面積に於て一、四九倍、生産高に於て一、五四倍の好成績を收めてゐる。

備考 興農部農產司調



平均九八  
臺六四  
二五三  
三二一  
三九二  
二六四  
三五七  
四三六  
五二三  
六一四

年	次	均	等	級
平	均	等	等	級
年	次	均	等	級
平	均	等	等	級
年	次	均	等	級

藥用種葉煙草耕作實蹟表

藥用

ハナダキノヨリ合ひテモの如く、  
而して馬術力全盛の平井等は三等三セである。

## 藥用種葉煙草生產等級別量目步合表

百分比

3. 價格

黄色種葉煙草の等級規格は各生産縣別に相違してをつたものを康德四年秋葉煙草販賣委員會を創設するとき全滿之を統一することに決定して一應從前の鳳凰城煙草耕作組合の等級規格を踏襲することとし火乾品一等より拾等迄拾ヶ等聯乾屑葉共各一等より四等迄總計一八ヶ等の細分であつたものを翌五年等級整理を斷行して火乾一等より七等迄の七ヶ等、聯乾八、九等の二ヶ等、屑葉拾等一等計拾ヶ等に縮減して收買配給を簡便ならしむることとし現在に至つてゐる。而して黄色種葉煙草一旺當收買價格を示せば左の通りである。

滿洲黃色種葉煙草一莊當價格表

(單位  
錢)

				年
昭				
和				
五	四			次
一、 九	三			
二、 二	五			火
七	癸			
七	金			
五	癸			
三	畜			
三	癸			
元	三			干
三	三			
元	元			
"	不明			
"	不明			聯
"	不明			
"	不明			
"	不明			
"	不明			干
"	不明			
"	不明			
"	不明			屑
"	不明			
"	不明			
"	不明			葉
"	不明			

第一章 葉 煙 草

康 德	規 格	改 正	
五	一、七	火	
	一、四		
	一、三		
	一、〇	千	
	七		
	六		
	五		
	四		
	三		
	二		
	一		
	等外		

康 德	規 格	改 正	
五	一、七	火	
	一、四		
	一、三		
	一、〇	千	
	七		
	六		
	五		
	四		
	三		
	二		
	一		
	等外		

## 備考

一、康徳四年產葉ヨリ全滿等級規格ヲ同一トセルヲ以テ各地ニ於ケル價格同一トナツタ、康徳三年產葉迄ノ價格ハ之ト對照ノ便宜上主產地鳳城縣ノモノヲ掲記ス

一、康徳四年分迄ハ一貫復當價格ニ依リ取引ナシタルヲ以テ専當ニ換算掲記ス錢以下端數ハ四捨五入

康 德	
九八七六	一等
一、谷 一、谷 一、谷	二等
一、交 一、交 一、交	三等
一、三 一、三 一、三	四等
一、美 一、美 一、美	五等
一、云 一、云 一、云	六等
一、九 一、九 一、九	七等
一、〇 一、〇 一、〇	八等
一、七 一、七 一、七	九等
一、六 一、六 一、六	十等
一、五 一、五 一、五	等外
一、四 一、四 一、四	平均

(ロ) バーレー種  
ホワイトバーレー種一貫當收買價格表  
(單位錢)

ホワイトバーレー種の等級規格は外國產規格を研究して國內產葉の規格を定め初年たる康徳六年に於ては試驗的規格とし一等より六等に至る六ヶ等に分類收買することに定めたが翌七年相當優秀品の生産を見たので優等を追加設置して七ヶ等級とした。

康 德	年 次
九八七六	優等
一・吾 一・吾 一・吾	一等
一・言 一・言 一・言	二等
一・〇 一・〇 一・〇	三等
一・七 一・七 一・七	四等
一・六 一・六 一・六	五等
一・五 一・五 一・五	六等
一・四 一・四 一・四	七等
一・三 一・三 一・三	八等
一・二 一・二 一・二	九等
一・一 一・一 一・一	十等
一・〇 一・〇 一・〇	等外

(八) 藥用種  
第一章 葉 煙 草

本種の等級規格はニコチン含有量の多いものを良品として優等より六等迄の七ヶ等とし其の收買價格は次の通りである。

藥用種葉煙草一匁當收買價格表

(單位錢)

年 康德九年	次 告	優等 合	一等 七	二等 六	三等 五	四等 四	五等 三	六等 二

### 第三節 試験研究機關

本邦に於ける煙草に關する最古の試験研究機關は大正七年に創設された南滿洲鐵道株式會社鳳凰城煙草試作場である。同場は康徳五年四月一日滿鐵農事試験研究機關の全面的滿洲國への移讓の際、共に譲られ國立鳳凰城煙草試驗所となり同七年四月國立鳳城煙草採種場と改稱、更に八年十二月國立鳳城煙草原種圃と改め、次で康徳十年四月原種場官制の公布と共に鳳城原種場と稱へるやうになつた。斯の如く同場の機關名は頻繁に改稱されたりとも、創立二十五周年を迎へた現在迄引き續き煙草に關する試験研究を續け又其の原種の増殖を行ふ外毎年多數の煙草技術員の訓練を併せ行ひ往時より煙草技術部門の中核的機關として重きをなしてゐる。

康徳元年に設立を見た國立錦縣農事試験場は、同年より煙草の試験研究を初め、康徳八年農事試験場官制の改正に依り農事試験場錦州支場と改められたるも、葉煙草生産に關する試験研究は錦州支場が主體となり行ふことになつてゐる。尙康徳七年には同場に國立錦縣煙草採種場を併置され同八年十二月國立錦縣煙草原種圃と改稱、同十年四月

種場官制公布と共に錦縣原種場と呼稱するに至つたが引き續き獎勵品種の増殖に當つてゐる。

又、康徳七年に設置を見た國立吉林煙草採種場は、ホワイトバーレー種並在來種の試験研究及原種の増殖に當つてきたが、之亦同八年十二月國立吉林煙草原種圃と改められ、同十年四月原種場官制の改正と共に之を公主嶺に移駐して公主嶺原種場に於て右業務を繼續することになつた。

此の外公主嶺の農事試験場に於ては、農藝化學並に病理昆蟲科に於て煙草に關する試験研究を行ひつつあり、又農事試験場興城支場に於ては近年昆蟲科に於て煙草害蟲の試験研究をなし、熊岳城支場に於ては種藝的の生産試験を行ひつつある。

大陸化學院に於ては煙草に關する化學的研究を行ひ又、滿鐵中央試験所に於ては硫酸ニコチンの製造に關する試験研究を古くより實施してゐる。改良種葉煙草の獎勵品種に就ては往時より研究を進め、農作物獎勵品種決定委員會の設立を見て直に之に附議し康徳八年左の通り五品種の決定を見た。

黃色種 ゴールドグラードライトエロー

キヤツシユ 改良ホワイトステムオリノコ

ホワイトバーレー種 ジュディスブライド

尙康徳八年より南滿煙草地帶を中心に順次設立されつゝある滿洲葉煙草株式會社の煙草採種場は採種を主なる目的とするが康徳十年より勸農上必要なる地方試験をも行つてゐる。

滿洲煙草事業小史

二六

尚、之に依つて原料葉煙草の國內生産自給率をみると次の如くなつてゐる。	年	年	年	年
	一、六九三	五、二〇五	三、七二	三、〇〇
	六四、八〇三	三〇三	七、三二	三、五〇〇
	九〇〇	一四、三〇三	二七、三二	三、五、五〇〇
	一、六九三	一、六九三	一、六九三	三、五、五〇〇

## 第一章 製造煙草

### 第一節 煙草製造の沿革

滿洲に於て製造煙草といふのは其殆ど全てが紙巻煙草であると言つても過言ではなく其他の製品については言ふに足りない。以下、主として紙巻煙草製造の沿革について述べる。

世界に於ける紙巻煙草製造の歴史は極めて新しくイギリスに於ては一八五四年—五六六年クリミヤ戦争の時、陸海軍士官が同盟軍たるフランス及土耳其の軍隊より初めて卷煙草の吸煙を教へられ其後一八六〇年代にボーランド人或はロシヤ人を雇つて家内手工業として卷煙草を製造したのが嚆矢であると傳へられ、亦アメリカに於ては一九世紀の中葉迄は煙草製造は専ら葉巻煙草に限られ新式機械が用ひられ、販路が漸次擴張せられる様になつたのは板煙草、嚼煙草、嗅煙草の製造が行はれる様になつてからである。アメリカに於て紙巻煙草の製造が始つたのは一八七〇年以後で一八九〇年代ポンサツク、エリオット等の機械が發明されてから漸次發達し、近代的工業としての煙草工業の發足も亦此の頃以來の事に屬する。

滿洲に紙巻煙草が始めて移入されたのは廿世紀に入つてからで、間もなく煙草製造工業の勃興を見た。

#### 第一項 建國以前

二十世紀初頭以來滿洲建國に至る滿洲煙草工業の歴史は南滿地區及北滿地區に於ける激烈なる國際資本の角逐戦に

終始して來た。即ち北滿に於ける露西亞資本と英米資本の競争、南滿に於ける日本資本對英米資本の競争、其間に介在する支那資本の興亡等が夫である。そして、此の期間に於ける禦者は英米トラストであり、全製造數量の七〇乃至八〇%を占めて、巨資と放膽巧妙なる商略を以て斷然他の追隨を許さず「滿洲に於ける成功事業は滿鐵、英米煙草、及米國石油の三者」と謳はれた。

以下煙草製造の沿革につき略述する。

#### 1. 北 滿

北滿にはロシヤの北鐵建設工事開始と共に口付煙草がロシヤから輸入販賣された。一九〇四年（明治三七年）ロパート父子商會がモスクワより哈爾濱に進出、同年秋林商會も亦、ハルビンに工場を新設、ロシヤ煙草は輸入、製造共に逐年販路を擴張し北滿煙草界を風靡するに至つた。

時を同じふして此の頃、煙草界に於ける世界制覇の野望を秘めつゝ英米トラストも亦滿洲に進出し來り一九〇四年哈爾濱に支店を開設、ロシヤ煙草と販賣戦を開始したが、一九一四年（大正三年）迄はロシヤ煙草に及ばなかつた。然るに一九一四年歐洲大戰勃發するやロシヤ國內の平和産業工場は軍需工場に轉向を餘議なくされ、これに伴ひ滿洲への製品の輸入又激減すると共に露系工場は其背景を失ふに至つた。之が爲ロシヤ煙草の販路は英米系に漸次蚕食さるゝに至り、此の機に乘じ英米トラストは「ロパート父子商會」と資本的提携を結び株式會社に改組、資本金を百萬圓に増資し、トラストの分身たる「ブリティッシュ・シガレット・カムバニー」British Cigarettes Co. Ltd. が總株數の六割を獲得、茲にロパート商會の實權を掌握し北滿の煙草製造界に君臨する基礎を確立した。

其の後一九一七年ロシヤに勞農革命勃發し續いて極東政權樹立せらるゝやロシヤ煙草の輸入は全く杜絶したのみならず、シベリヤ地方に於ても歐露よりの供給が杜絶した爲極度に煙草の欠乏を來し、從來とは逆に其の補給を北滿に

求むることとなり、英米トラストは絶好の機會に恵まれ一九二一年急據ロパート工場の大擴張を敢行し機械設備を最新式に改めた。

一方秋林商會は、この間にあつて、一九〇四年の工場建設以來、着實な販路擴張を行ひつゝあつたが、ロパート父子商會が英米トラストの勢力下に入つて工場設備を擴張したのに刺戟され、一九二二年工場の擴張を爲し品質の改良に努むる等、ロパート商會に對抗を續けた。

一九一七年ロシヤ煙草の輸入杜絕以來哈爾濱を中心とする北滿煙草工業界に現れた現象は一九一八年から一九二〇年に至る間の小家内工業的工場の簇出であつた。然しこの現象は一時的に止まり一九二〇年ザバイカル地方との交通杜絕の爲殆ど全滅の憂目を見、結局ロパート商會と秋林商會が北滿市場に残ることとなつた。

其の後、一九三〇年英米トラストは啓東煙公司を設立し、大英煙公司（ブリティッシュ・シガレット・カムパニー）及ロパート工場の製造統制及製品販賣を爲し、ロパート商會は全く英米トラストの單なる製造工場と化し、茲に英米トラストの北滿市場席捲は成つた。

## 2. 南 滿

南滿地方に於ては日露戰爭前、ロシヤ煙草、江副商會、三林煙公司等群少輸入業者があつたが、一九〇四年英米トラストが上海より「ブリティッシュ・シガレット・カムパニー」の製品を輸入、漸次販路を擴張、一九〇八年奉天に工場を新設し、南滿への進出を謀つた。

他方、明治三十七年（一九〇四年）日本に於て煙草專賣法が施行されると同時に專賣局製品を朝鮮、支那等に販賣する目的を以て日本政府の支援の下に韓國煙草組合、日本煙草輸出株式會社、代々木商會、並に前記江副商會等煙草製造業者二十三名が合同して明治三十九年（一九〇六年）資本金百萬圓を以て東亞煙草株式會社を設立、朝鮮及滿洲

市場に進出したが、明治四十二年末（一九〇九年）即ち英米トラストの奉天工場新設より一年遅れて營口に工場を新設した。茲に南滿に於ける日本資本對英米資本の競争が開始されるに至つたのである。

越えて、一九一四年（大正二年）南洋兄弟煙公司（支那系）が香港より進出し來り、又一九二〇年（大正九年）亞細亞煙草株式會社（日系）が奉天に大安煙工場を設け、一九二二年には支那側有力官吏に依る東三省煙草會社の設立を見、（一九二四年廢業）一九二四年には支那系華北公司が工場を設ける等續々煙草工場の勃發を見、激甚な巴狀戰を演ずるに至つた。

（註）亞細亞煙草は公稱資本金一千萬圓南支方面に初め根據を置いたが後に奉天に進出、昭和二年（一九二七年）東亞煙草に合併された。

然し、南滿に於ても、北滿に於けるが如く、その前期に於て多少の波瀾はあつたが結局は英米トラストの制覇する處となり、日支系資本が東亞煙草を先達として僅かに對抗したに止まる。對抗と言つても上級品は凡て英米トラストの供給する所であり僅かに下級品に於て蚕食してゐたに過ぎなかつた。

英米トラストの商略は軍閥と結び政權を利用する等巧妙の限りを盡し其の巨大な資本を背景として英國流の堅忍と米國流の放膽さを發揮し絶對の優勢を保持した。

然し、滿洲事變直前、銀貨暴落の爲打撃を受け、一九三〇年（昭和五年）卸値の引上げをし、又啓東煙草股份公司と改稱、從來上海の總本店の下にあつたロパート、永泰和等を分離し一代理店と爲す等事業振興の爲種々手段を盡してゐた。

## 第二項 建國以後

昭和六年九月十八日滿洲事變の勃發を契機として滿洲に於ける政治經濟情勢は大變革をなしたが、煙草事業界も亦その例に洩れなかつた。

先づ、煙草統稅額の引上げによつて當時治外法權地區として無稅地帶であつた所の滿鐵附屬地殊に奉天に幾多工場の簇出をみた。

滿洲建國當時康德元年度に於ける煙草製造工場の分布状況は左表の如くであつた。

工 場 别	製 造 本 數	同	上 %	資 本 系 統
啓 拙 口 パ ト(哈爾濱)	四、四三八、三三五	24.3	59.9	英 米
東(奉 天)	九五六、四七五	一、九七一、四六三	二、三三、一	
石(遼 陽)	一、〇五六、三七五	二四五、三一八	一、六、四八	
亞(奉 天)	二七六、九八八	一三〇、五九九	二、二、八、八	
(營 連)	五二、五一三	一二、八七五	一四一、三〇	
同 東	一一、〇五〇、一一〇	一一、〇六一六	六一六	
太陽煙公司(奉 天)	六九、七七五	〇、〇、〇	不 詳	
南洋煙公司(奉 天)	一七、〇七五			
中央煙公司(奉 天)	三五、二六〇			
遠東煙公司(奉 天)	二五〇			
谷本煙公司(奉 天)	一二九			
福來煙公司(奉 天)	二六六			
計	二六〇			

協和煙公司(奉 天)	六九、七七五
第一煙公司(奉 天)	一七、〇七五
秋林工場(哈爾濱)	三五、二六〇
遼寧煙草公司(奉 天)	二五〇
南方洋行(哈爾濱)	一二九
裕豐煙公司	二二九
華豐煙公司	二二九
ロパート兄弟商會	一一〇
計	一一、〇五〇、一一〇

備考 產調資料(51)「葉煙草、煙草並ニ煙草工業ニ關スル調査書」ニ據ル

又康徳三年末に於ける煙草工場分布は左の通りであつた。

地 別	工 場 數	備	考
天 陽 口 連	九 一 一 二	英米 東亞	
	一 一 一 一	英米 東亞	
東 亞	一	東 亞	
其 他	七		
三三			

滿洲煙草事業小史

而して其勢力分布を示すと

三四

計	口	東	南	第	遠	協	谷
	パ		洋				
	ト			方	一	東	本
	兄		煙				
		弟	草	煙	煙	煙	煙
七三、	○	五	九	八	〇	二	五
○四七	一	五	九	八	〇	二	五
別兩口切付一四六九三	〇	〇	一	〇	二	二	二
二二、六〇七、一四〇	一	一	一	一	一	一	一
一八〇、〇〇〇	二二、	〇〇〇	一八〇、	〇〇〇	一八〇、	〇〇〇	一八〇、
一一	一	一	一	一	一	一	一

即ち、之に依つて勢力比率をみると英米トラストは資本金に於て總額の七七%、設備能力に於て六三%で絶對他の追随を許さず、日系東亞煙草が次位であつたが資本設備共に四分の一乃至三分の一にも足らざる状態にあつた。

方針が採られ、英米トラストに對しても満洲國法人に改組すべき旨が要望された。偶々英米トラストより營口新工場の建設出願を機會に、遼陽工場の閉鎖、營口工場能力を捲上機數二〇台以下にすること、並に會社を満洲國法人に改組することの三條件を附して康德三年六月之を許可し、トラストは啓東煙草を同年七月二十九日満洲國法人たる啓東煙草股份有限公司に改組、更に同年八月一日を以てロバート父子商會を満洲國法人とし老巴奪股份有限公司と改稱するに至つた。(康德五年五月公司法の改正に依り啓東煙草股份有限公司は啓東煙草株式會社、老巴奪股份有限公司は

老巴奪株式會社と夫々改稱した。

退の已むなきに至つた。

又、長年に亘り波瀾重疊を極めた滿洲煙草界も漸くその整理期に入り、康徳元年十二月滿洲煙草株式會社の設立、華豊煙草に依る秋林工場の買收（康徳七年九月）、三井系三泰棧に依る群小工場の買收併合に依る協和煙草の設立（康徳六年二月）、更に康徳八年十二月協和煙草に依る華豊煙草の併合等があり、群小工場は或ひは倒潰、或ひは併合をみる等整理せられ、康徳三年全製造會社の滿洲國法人改組、康徳四年年五月重要產業統制法の公布に依つて煙草製造業もその適用を受け許可制度となつた外資材關係等に依り新會社の設立は困難となり、啓東、老巴奪、東亞、滿洲、太陽、協和、奉天、同新の八社を残すのみとなつた。

而して康徳八年（昭和十六年）十二月八日大東亞戰爭の勃發に依つて滿洲國も亦親邦日本と一致の行動をとる事となり、永年滿洲の煙草界を制覇した英米トラストは敵産として政府の管理する所となり、管理官として奉天省次長皆川豊治氏が任命され、新たなる發足をすることとなつた。

卷之三

當工場

滿洲東亞煙草株式會社	六、八六
滿洲煙草株式會社	三、一七
協和煙草株式會社	一、三九
太陽煙草株式會社	二、六〇
奉天煙草株式會社	一、三九
同新煙草製造廠	一、三九
備考 製造能力ハ兩切ノミトス	
本表の外に奉天市に年產能力三、〇〇〇莊を有する刻煙草製造會社たる泰東煙草株式會社が目下設立準備中で本年八月より操業の豫定である。	

本表の外に奉天市に年產能力三、〇〇〇莊を有する刻煙草製造會社たる泰東煙草株式會社が目下設立準備中で本年八月より操業の豫定である。

老 啓	會	最 小 容 器 包 裝	區 分
巴 東	社	小 級 定 價	
勤 奉	七 錢	一〇本	一
(大風車) ミル	一〇錢	一〇本	般
(紅獅子) イオンドラ	一三錢	一〇本	兩
双	一七錢	一〇本	切
鳥	二〇錢	二〇本	
(華道) ルフルルド	二二錢	一〇本	
(耕商) リー	二五錢	一〇本	
(サーワ) 種神			特 殊
萬			牌 名
代			付
(前門) チエンメン			
トミナレツ			
一、九、七、三、一 錢 錢 錢 錢 錢			
煙安吉克			
葉木			
臺錢			
臺錢			

第二章 製造煙草



三	年	一五、八三五、三六四
四	年	一七、八五八、七一〇
五	年	一七、三九三、七〇六
六	年	一八、六七三、三一六
七	年	二〇、九九四、六〇四
八	年	二三、七四二、九一八
九	年	二三、六四四、九六九

## 備考 1.

大正十四年迄ハ滿鐵産業資料(13)「滿洲の煙草」

昭和元年以降大同二年迄ハ實業部產調資料(51)「葉煙草、煙草並ニ煙草工業ニ關スル調査書」ニ據ル

康德元年以降は興農部農產司調。

## 2. 本統計數字ハ各年度ノ期間ニツイテ差異アル爲正鶴ヲ期シ難イガ大勢ヲ知リ得ルモノトシテ載セタ。

即ち之に依つて見るに大正五年約一二億本の消費が十年後の大正十四年に於て三〇億本で約二倍半になり、夫から十年後の昭和十年即ち康德二年に於て一三四億本となり十一倍強、最近の康德八年に於て二二二五億本で三十六年間で十八倍半強になつてゐる。之は米國の兩切煙草の消費増加一八六九年の一七五萬本から一九一四年の一六四億強、即ち四十五年間の九千倍には比すべくもないが、日本の紙卷煙草消費明治三十七年專賣制實施年度の五二億五千五百萬本から昭和九年三八一億七千六百萬本即ち三十年間の七・二六倍の増加率を遙かに凌いでゐる。

現在、食糧の重點増產其他戰爭遂行上の要請から消費規正其他に依り喫煙率の抑制が行はれつゝあるが然し民度の向上、人口の増加等に依り總體的な需要は益々増加するものとみられてゐる。

## 第三章 貿易

## 第一節 葉 煙 草

既述せる如く滿洲に於て紙卷煙草原料の生産が本格的に行はれることになつたのは極めて近年の事に屬し、數年迄はその殆ど凡てを輸入に仰いでゐた。唯、輸出されてゐたのは煙管用在來種葉煙草である。

在來種葉煙草は古來滿洲の特產として北支、上海方面に輸出され、その輸出量は事變前大約二四乃至二五萬貫(一九五萬貫)、事變後はその影響を受けて漸減し康德二年に於て六萬五千貫(三四萬貫)迄になつたが、最近治安の恢復、輸出資金の獲得等の關係から漸増し康德八年に於ては約一〇〇萬貫(二六萬六千貫)の輸出をみた。

葉煙草輸出數量表

年 次	輸 出 數 量	年 次	輸 出 數 量	備 考
大正一〇年	五六八、四五一 莊	昭和元年	一、二七一、二五〇 莊	1. 大正一〇年——一四年 「滿洲の煙草」ヨリ
一一年	六〇五、一〇四	二年	一、三三一、二五〇	昭和元年——大同二年
一二年	四九四、七八六	三年	六〇三、七五〇	「葉煙草、煙草並ニ煙草工業ニ關スル調査書」ヨリ
一三年	二九九、二三六	四年	六〇三、七五〇	
一四年	三一八、一八四	五年	九六七、五〇〇	

滿洲煙草事業小史

四二

年次	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
康德五年	九六三、七五〇	九六七、五〇〇	五四三、七五〇	八三一、九六四	二三八、一九〇
康德六年	九六七、五〇〇	九六七、五〇〇	九六八、八三一	九八六、八四二	四五〇、〇〇〇
康德元年	二五四、〇三四	二二八、一二五	二五〇、五八二	八八八、八三一	九八六、八四二
康德二年	三六三、七五〇	五四三、七五〇	五四三、七五〇	八三一、九六四	二三八、一九〇
康德三年	一七四、六三一	一七四、六三一	一七四、六三一	一七四、六三一	一七四、六三一

康德元年以降  
興農部農產司調  
2. 關東州ヲ含マズ

關東州向葉煙草輸出實績表

年次	大正一年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	
數量	六三七、七五九	七一九、〇四八	三、一八八、六二五	二、八五一、二〇八	四、八八六、四二三	九、一九一、二五〇	一五、〇八四、〇〇〇	一二、八〇六、八二一	一二、九七二、三九六	一、六八五、三六三	
備考	大正一年 大同元年 大同二年 大同三年 大同四年 大同五年 大同六年 大同七年 大同八年 大同九年 大同十年										
備考	大正一年 大同元年 大同二年 大同三年 大同四年 大同五年 大同六年 大同七年 大同八年 大同九年 大同十年										

次に紙巻原料葉煙草の輸入の變遷をみると、原料自給方針が確立される迄は紙巻煙草の需要増加と共にその輸入高も年々増加して來たが國內自給態勢の確立と共に減少を見るに至つてゐる。而して建國前迄は主として支那、米國、日本の順位で輸入されたが建國、引續く支那事變の勃發等に依る國際情勢の悪化により第三國よりの期待困難となり現在に於ては國內増産を急行すると共に主として日本内地、朝鮮等の輸入に依つて不足原料を補つてゐる。

葉煙草輸入高表

年次	大正一年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	
數量	六三七、七五九	七一九、〇四八	三、一八八、六二五	二、八五一、二〇八	四、八八六、四二三	九、一九一、二五〇	一五、〇八四、〇〇〇	一二、八〇六、八二一	一二、九七二、三九六	一、六八五、三六三	
備考	大正一年 大同元年 大同二年 大同三年 大同四年 大同五年 大同六年 大同七年 大同八年 大同九年 大同十年										
備考	大正一年 大同元年 大同二年 大同三年 大同四年 大同五年 大同六年 大同七年 大同八年 大同九年 大同十年										

又昭和元年—大同元年ハ「葉煙草、煙草並ニ煙草工業ニ關スル調査書」ヨリノ數字ヲ取數ニ換算ス

而してこの輸入先別比率をみると康徳二年に於て、支那が總輸入數量の五三%米國が三〇%、日本が七%其の他の一〇%を占め、翌三年度に於て支那が五八%、米國が三五%、日本が五%、其他が二%であつた。(満鐵調査部編「滿洲經濟統計年報」)それが前述の理由に依つて康徳七年度に於ては日本内地五六・四%、朝鮮四一・三%其他二三%となつてゐる。(満洲葉煙草會社調)

## 第二節 紙卷煙草

紙巻煙草の貿易は事變前迄逐年増加の一途を辿つて來たが、事變以來、殊に製造煙草輸入關稅引上後葉煙草と反対に減少し最近に於ては關東州以外全く輸出入を見ざる様になつた。

今、其輸出入趨勢を統計に依つて見ると右表の如くである。

紙卷煙草輸出入數量一括表

蜀王本

年次輸入額  
千本  
年次輸出額  
千本  
年次差引額  
千本

	年次	輸入	出	差	引
大正一〇年		二、二七、九〇〇 千本	一、元三、六〇〇	一、四七九、〇八〇	八三、〇〇〇
一一一年		一、五八八、〇九〇	一、〇四〇、三〇〇	二、〇四〇、三〇〇	八三、〇〇〇
一二二年		二、〇一九、二〇〇	一、〇四〇、三〇〇	二、〇七九、二〇〇	八三、〇〇〇
一三年		一、三七〇、八〇〇	一、六三七、七〇〇	一、三六七、七〇〇	八三、〇〇〇
一四年		七六六、五一〇	八九四、四九〇	一、六三七、七〇〇	八三、〇〇〇
昭和元年		一、九一、〇〇〇	九八、〇〇〇	一、九一、〇〇〇	八三、〇〇〇
二年		二、〇五三、〇〇〇	一、〇四三、〇〇〇	一、〇五三、〇〇〇	八三、〇〇〇
三年		三、〇七九、〇〇〇	一、四四三、〇〇〇	一、六三六、〇〇〇	八三、〇〇〇
四年		四、七三、〇〇〇	一、二二五、〇〇〇	一、六三六、〇〇〇	八三、〇〇〇
五年		四、八五、〇〇〇	" " "	三、四三、〇〇〇	八三、〇〇〇
		以上「満洲の煙草」ノ掲出数量概々四萬七千四百本トシテ換算ス			

清江先生集

以上「葉煙草、煙草並ニ煙草工業ニ關スル調査書」ヨリ

即ち大正十年、十一年は入超、大正十二年より出超に轉じたのは關東大震災に依る日本からの需要に應じた爲であり之が大正十四年迄續き昭和元年より再び入超に轉じたが、昭和六年滿洲事變勃發以來輸出入共に漸減し、康徳四年支那事變勃發以來、國際情勢の變化及國內生產力の増大に依つて更に激減、現在に於ては全く貿易を見ざる様になつた。

國が第三位であつた。而して米國が下級品を主とするに對し英國は上級品を主とした。昭和に入つてからは平均に於て英國が首位で約四七%を占め、支那、米國、日本が之に次いだ。支那からのものゝ大部分が英米トラスト製品であることに變りはない。

然し昭和十二年即ち康徳四年支那事變勃發の年には英米共に激減し、支那二三%、日本一〇%、英國九%、米國一%、其他五七%となつた。次に仕向地については、日本内地、支那、朝鮮の順位で、昭和三年から九年に至る七年間の平均に於て、日本内地六八%強、支那二六%弱、朝鮮二%、其他四%であつた。

輸出入品の品級は輸入品が高級品であるに對し、輸出品は下級品である爲、大正十二年より十四年に至る間、數量的には出超であるに拘らず、價格に於ては入超であると言ふ様な現象を呈した。

紙巻以外の製造煙草の貿易については言ふに足りない。

## 第四章 統制

### 第一節 葉煙草

#### 第一項 改良種葉煙草

##### (一) 沿革

既述の如く、數年前迄滿洲國に於ては捲煙草原料葉煙草はその殆ど凡てを輸入に仰いでゐたが康徳三年秋の栽培適地調査の結果に鑑み、翌四年國際收支の改善を目的とすると共に支那事變勃發に依る國際情勢の惡化の爲葉煙草の輸入が困難となつたので政府は原料自給方針を決定、產業開發五ヶ年計畫の増產品目の一に採り入れ、増産に邁進することになつた。

それ迄は國家的統制は全然行はれてゐなかつたが、增産遂行を目的として先づ原料統制が五ヶ年計畫の初年度たる康徳四年より行はれることとなつたのである。

即ち康徳四年九月葉煙草販賣委員會が設置されたのが滿洲に於ける葉煙草統制の嚆矢である。同委員會は農務司長を委員長とし官民煙草關係者を以て組織され、その業務としては黃色種葉煙草の等級規格及檢收價格を決定、夫に依つて委員會の任命した鑑定員が檢收々買し各製造業者に配給することとした。

然し、葉煙草の急激な増産及運營機構の整備化に對する要請は斯る中間機關を以てしては満足し得なくなつた爲、康徳五年十二月、政府、葉煙草耕作地の興農合作社並に製造業者の共同出資を以て準特殊法人たる滿洲葉煙草株式會

社を設立し、同社をして葉煙草の收買配給、再乾燥、輸出入を一手に行はしごることとした。同社は翌六年二月より業務を開始したが葉煙草販賣委員會は會社が整備を遂ぐる迄存置することとし先づ配給業務のみは直ちに會社に委譲、他の業務も漸次引繼ぎ委員會は單なる諮問審議機關に止むることとして、翌七年夏改組、葉煙草生産委員會と改稱した。その後政府の經濟統制力の強化、葉煙草會社の整備、產地の安定等に依り一應設置使命を終へたので康徳八年秋發展的解消を爲した。

葉煙草會社は始め重要產業統制法に依る煙草製造業（葉煙草再乾燥業）として經營許可を受けたのであるが、康徳六年十月十六日附產業部訓令を以て各製造業者に對し捲煙原料たる改良種葉煙草の買付を禁止し、葉煙草會社を通じて配給を受くべき旨產業部大臣より通牒された。

更に會社は興農部より康徳八年三月二十二日附物價及物資統制法第二條に依る取扱業者、康徳九年四月六日附同法第五條第二項に依る取扱業者の指定を受け、亦經濟部より康徳七年二月一日附貿易統制法第四條の規定に依る葉煙草の輸入業者、康徳八年四月二十日同法同條に依る輸出業者として指定を受けた。

康徳九年四月六日附興農部令を以て物價及物資統制法第十條乃至十二條の規定に基く葉煙草の統制に關する規則が公布され改良種葉煙草の蒐荷配給に關する法的整備をみるに至り、葉煙草會社の收買配給統制機關としての法的根據が具備するに至つた。

同社は蒐荷配給統制機關としての外前述の如く増産遂行協力機關として政府及興農合作社との緊密な連絡の下に增産部門の一部を擔當してゐる。而して直接の生産指導には興農合作社が當り、同社は高度技術指導及耕作資金の貸付耕作資材の斡旋等を行ふ外、直營採種場に於て優良種子を採取し之を無償配布してゐる。

現在定款に定められてゐる事業は

- (1) 葉煙草の收買及加工
- (2) 葉煙草の輸出入
- (3) 葉煙草の配給
- (4) 葉煙草の生産助成
- (5) 葉煙草耕作資金の貸付
- (6) 煙草資材の斡旋
- (7) 前各號に附帶する事業
- (8) 前各號の外興農部大臣の特に命ずる事業

役員氏名	取締役社長	常務取締役	同	同
	長谷川 浩	五十子順造	松元友助	網通
	村角克衛	田中知平		

監査役長 谷川祐之助

尙、關東州は國外よりの輸入杜絶により滿洲より原料の供給を仰がざるを得なくなり、康徳七年五月六日產業部次長より葉煙草會社宛、原料の配給區域に關東州をも包含すべき旨通牒された。而して葉煙草の收買價格、場所、標準見本、鑑定員等は從來葉煙草生産委員會に於て審議決定してゐたが康徳八年度より之等は凡て興農部に於て之を決定することとした。

三 珍奇

文  
內

イ　國内生産改良種葉煙草に續て興農合作社、再び、酒酒井洋行、

檢收場經營是南滿八省是縣旗興農合作社、北滿六省是滿洲

検査の等級規格は興農部が決定し鑑定員は葉煙草會社及興農合作社に於て銓衡したものを興農部に於て委嘱又は任命する。

加  
工

葉煙草の再乾燥は葉煙草會社が之を行ふ

貿易統制法の指定に依り葉煙草會社が一手に之を行ふ。

4  
配  
給

104

葉煙草會社が一手に之を行ふ。

一〇〇

改

```

graph TD
    subgraph Top [ ]
        direction LR
        A[國外產] --- B[其 支 台 那]
        C[日本內地]
    end

    subgraph Middle [ ]
        direction LR
        D[輸出業者] --- E[統制機關]
        F[台灣專賣局] --- G[朝鮮專賣局] --- H[專賣局]
    end

    I[耕作者] --> J[檢收場]
    J --> K[社會式株草煙葉洲滿]
    K --> L[各製造業者]
    M[北滿 滿洲拓殖公社] --- N[南滿 興農合作社 經營]
    style K fill:none,stroke:none
    style L fill:none,stroke:none
    style M fill:none,stroke:none
    style N fill:none,stroke:none

```

The diagram illustrates the flow of tobacco production and distribution in Japan and its colonies in 1940. At the top, it shows the origin of tobacco: "國外產" (Foreign Production) leading to "其 支 台 那" (China, Korea, Taiwan, Nagasaki), and "日本內地" (Japan's Mainland). Below this, "輸出業者" (Exporters) and "統制機關" (Controlled Agency) lead to the "台灣專賣局" (Taiwan Tobacco Monopoly Bureau), which then connects to the "朝鮮專賣局" (Korea Tobacco Monopoly Bureau) and the "專賣局" (Tobacco Monopoly Bureau). The "耕作者" (Farmers) supply tobacco to the "檢收場" (Inspection and Reception Site), which then goes to the "社會式株草煙葉洲滿" (Social Capital Stock Company for Tobacco and Leaf). This company then supplies to the "各製造業者" (Various Manufacturing Enterprises). Finally, the "興農合作社" (Cooperative Agricultural Association) and "經營" (Management) are shown under the label "南滿" (South Manchuria).

## 第二項 在來種葉煙草（菸）

(1) 沿革

在來種は課稅物件として取扱はれた外は統制外に放任されてゐた。

滿洲建國後も改良種葉煙草に専念する必要上と國家的に左程重要性を認めなかつた爲一應放任の儘に置いたが捲煙草需要の激増と共に捲煙草原料の逼迫を見るに至り之が不足分の補填用及輸出用の確保の爲並に在來種菸の價格が漸次異常なる昂騰を示し改良種葉煙草の増殖にも支障を來すに至つた爲改良種葉煙草價格との權衡上統制の要請が喚起さるゝに至り康德八年四月二十二日附興農部大臣より物價及物資統制法第八條第一項の規定に依り在來種葉煙草の菟荷配給統制機關として滿洲在來種菸統制組合の設立命令が爲され統制の本格的發足をみるに至つた。

同組合は當初在來種葉煙草年取扱實績十萬斤以上の菟荷業者又は販賣業者を以て組織され、其事業としては

- (1) 在來種葉煙草ノ菟荷並ニ配給統制ニ關スル事業
- (2) 在來種葉煙草ノ價格統制並ニ品質統一ニ關スル事業
- (3) 之ニ附帶スル事業

と定められ其本部を新京、支部を吉林、其他主要地に事務所を置いた。

其後康德九年九月同組合を出資組合に改組、生産地菟荷業者を第一部會員、主要消費地業者を二部會員、捲煙草原料及輸出を取扱ふ滿洲葉煙草株式會社を特定會員として其整備を圖り統制力を強化する一方、同年十一月興農部令第四二號を以て物價及物資統制法第十條及第十一條の規定に基く在來種菸の統制に関する件を公布し其の賣渡場所、收買配給、運送等に關する制限を規定して菟荷配給に關する法的根據を整備するに至つた。

更に康德九年十一月事業統制組合法の公布を見るに至り、同組合も同法に基き康德十年二月改組され、益々統制力が強化された。

尙、改組に基く同組合の現在の事業は定款に左の如く定められてゐる。

- (1) 在來種菸菟荷並ニ配給ノ規正ニ關スル事項

- (2) 在來種菸ノ生產助成ニ關スル事項
- (3) 在來種菸ノ調査研究ニ關スル事項
- (4) 組合員ノ在來種菸業務改善ニ關スル事項
- (5) 在來種菸用資材ノ購入斡旋ニ關スル事項
- (6) 監督官廳ヨリ特ニ命セラレタル事項
- (7) 前各號ニ附帶スル事項

尙康德十年三月末に於ける組合員數は一部會員二七名、二部會員八六名、特定會員一名、計一一四名、出資總額百三十萬五千圓である。

役員氏名	理 事 長	劉 子 謙
常務理事	崔 田	稔
監 事	廣瀬 香一郎	吉田 鴻太郎
顧問	井 周 村 吉	鴻 太郎
	劉 口 角 克	衛 郎
	李 星 子 孫	賢 香
	祐 良 五 田	田

## (二) 現況

## 1 莖 荷

イ、全滿を指定地區及地區外の二に分けてゐて、現在指定地區は吉林省蛟河、永吉、榆樹、舒蘭、樺甸、磐石、濱江省五常の各縣である。而して指定地區内の收買は組合の指定した區域内で組合又は一部會員が之を行ふ。

一部會員は興農合作社交易場又は縣長の指定した場所以外で生産者から收買を行ふことを得ない。

指定地區外の收買は組合又は組合の指定した會員以外は出來ない。

收買規格及價格は興農部の定むところに依る。鑑定員は興農部大臣が委嘱又は任命する。

ロ、一部會員が收買した菓は凡て組合に於てその指定場所で引取る。

此の價格は興農部の定むる在來種菓引取價格に依る。

## 2 配 紿

イ、組合は特定會員（滿洲葉煙草會社）に引渡すべき捲煙草原料及輸出用菓を除き二部會員からの申込に依り從來の實蹟其他を勘案の上配給數量を決定する。

二部會員は組合配給菓以外取扱ふことを得ない。

ロ、組合が二部會員に配給する價格は興農部の定むる在來種引渡價格に依る。

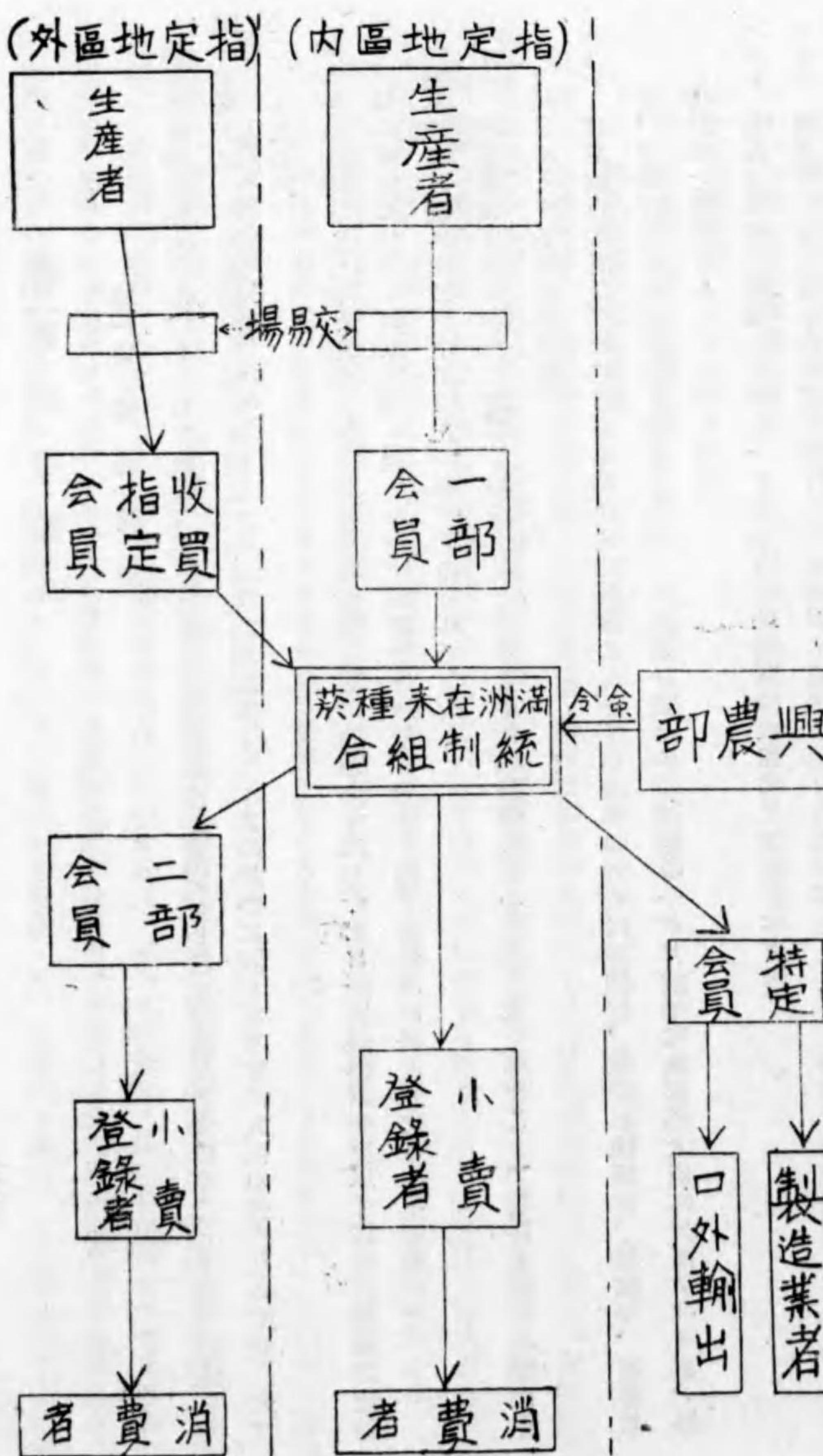
ハ、小賣業者に對しては指定地區内に於ては組合が直接之を行ひ、地區外に於ては二部會員が之を行ふ。

二部會員が小賣業者に對する販賣價格は興農部大臣の定むる在來種菓販賣價格に依る。

## 3 輸 出

北支及關東州は在來種菓的主要輸出先であるが、滿洲葉煙草會社が貿易統制法第四條に依る輸出業者として指定を受け之を一元的に行つてゐる。

在來種葉煙草菟荷配給統制要領圖



## 第二節 製造 煙草

### 第一項 製造統制

煙草の製造は從來自由であつたが康徳四年五月重要産業統制法が制定せられ此の適用を受けることとなり捲煙草年間一千萬本以上の製造能力を有する製造工場は煙草製造業として其の經營に關して主管部大臣の強力なる監督を受けることとなつた。

然し煙草部門として更に細部に亘り規定する必要を認め康徳九年二月十七日附興農部訓令を以て前記重要産業統制法第三條の規定に依り「煙草製造ニ關スル件」が指令され煙草製造に關する統制が益々強化されるに至つた。

「煙草製造ニ關スル件」中には左の事が定められてゐる。

(1) 煙草製造業者は新たに煙草を製造せんとするときは興農部大臣の承認を受くべきこと、規格及價格の變更を爲さんとする時も亦同様。

(2) 煙草製造業者は三ヶ月毎に其期間に製造せんとする煙草の牌名別製相數、葉煙草種類別、等級別、所要數量、主要材料の名稱及所要數量を記載した製造計畫を各期開始の一ヶ月前毎に興農部大臣に提出すべき事、製造計畫を變更せんとする時も同様。

(3) 前記各期間を経過した時は一ヶ月以内に製造實績報告書を提出すべき事。

(4) 興農部大臣は煙草の品質を維持し又は需要に適應せしむる爲必要あるときは製造計畫の變更を命ずることあるべきこと。

(5) 興農部大臣は(1)に依り承認した製造方法又は規格に反し品位を低下し價格との均衡を失すると認めた時は製造停止を命ずることあるべきこと。

(6) 煙草製造業者は毎月其翌月十五日迄左の事項を興農部大臣に報告すべきこと。

- イ、葉煙草の種類別受拂數量。
- ロ、月末在籍性別職工員數
- ハ、作業日數
- ニ、牌名別製造及販賣數量
- ホ、牌名別省別配給數量

尙其後、康徳九年十月六日勅令第百九十一號に依つて産業統制法が公布せられて重要産業統制法に依り一層統制が強化されることとなつた。而して之が適用を受くる範圍も刻煙草年產十萬莊以上の製造を爲す業にも擴張された。

又、從來、滿洲には二百數十種に及ぶ牌名があつたが康徳八年八月政府は牌名を整理することに決し業者の自發的實施を要望業者の積極的協力により政府の意圖通り整理が行はれた。現在販賣されてゐる牌名が即ち夫である。

尙、一般兩切は原材料節約の見地より康徳九年五月より長七〇耗、卷の太さ二五耗の一種類に統一された。

而して、製造統制に關する劃期的改善事項は本年即ち康徳十年より實施された政府より各社に對する年間製造數量及平均小賣價格の決定指令である。

從來は、滿洲葉煙草會社に於て興農部大臣の認可を受けた葉煙草配給比率に依つて各製造業者に原料を配給し、各社は之と自社の在庫原料とを勘案して製造計畫を樹て製造を行つてゐた。從つて如何なる牌名を如何なる數量製造するも自由であつたのであるが、此の結果原料の供給が不如意なるにも拘らず、需給の逼迫に應じ漸次不合理非良心的な製品を製造する傾向を生じたので、配給原料と勘案の上、適正なる製品々質、及價格を維持する爲年間製造數量及

平均小賣價格を決定指令することとなつたのである。

將來は更に進んで製造指令迄も發せられるものとみられてゐる。

又、製造に關しては單に政府に於て行政的統制を爲すのみでは充分でなくなつたので、品質改善、其の他の見地から統制強化の要請が強くなつてゐたが康徳十年一月興農部大臣事業統制組合法に依る滿洲煙草統制組合の設立を命じ之をして製造及配給統制を行はしむることとなり同年四月より業務の開始をみるに至つた。同組合につきては第三項に詳述する。

## 第二項 配 給 統 制

### 1. 沿革

從來滿洲に於ける捲煙草の供給は需要を超過し激甚な販賣戦が續けられてゐたが、建國後需要の激増をみるに至り製造數量が増加してゐるにも拘らず漸次需給關係の不均衡を生じ、配給不圓滑となり公定價格の維持困難となるに至つた。之は一つには建國後、特に支那事變勃發後國際情勢の悪化に依る原料、製品の輸入杜絕、又反面國際收支改善を目的とする輸入防退策に依つて、急據國內自給對策を講ずべき必要を生じ原料葉煙草の増産に努むる一方、日滿系資本に依る煙草製造の擴充を圖り來つたのであるが、この輸入量減少といふ事が需給逼迫の一原因となつてゐることを見逃すことは出來ない。

それで政府は康徳八年二月二十五日勅令第六號を以て物價及物資統制法第十條乃至第十三條の物品指定品目中に「煙草及同製品」を加へ、更に之より先康徳八年一月十五日附興農部指令を以て捲煙草の自主的配給統制機關として重要產業統制法の規定に基き滿洲葉煙草株式會社及各製造業を組合員とする滿洲煙草業組合の設立を許可し同日附滿洲葉煙草株式會社々長を同組合の理事長として指定した。

同組合は興農部大臣の指揮監督の下に捲煙草の新京特別市及各省別配給割當、組合員別發送先別數量の決定通知等の業務を行ふ國內配給統制、輸出入統制、其他附帶事業を行ふことを目的とし捲煙草の地域的偏在の防止と配給の圓滑を期したのである。

中央に同組合を設ける一方、同年二月二十五日附興農部令第三號を以て「物價及物資統制法第八條ノ規定ニ基キ捲煙草卸賣組合及捲煙草小賣組合ヲ設立スルノ件」を公布し新京特別市及各省を單位區域とする捲煙草卸賣組合、並に新京特別市及各市縣旗を單位區域とする小賣組合を設立せしむることとした。續いて三月七日附興農部訓令第一〇二號を以て「捲煙草配給統制及同配給機構整備ニ關スル件」を發し一應配給統制方針並に機構が整備されるに至つた。

乍然、中央機關たる滿洲煙草業組合は多分に同業組合的性格を帶びてゐたのと、各省單位に結成せしめた前記卸賣組合の組合員は各製造會社と特約關係にある代理店を以て結成してゐた爲會社と代理店との強固なる紐帶は依然として存續した。その爲に地域的に工場から比較的近距離にある地方の大資本の代理店に稍もすれば割當配給數量を超過して配給される一方、交通不便其他距離の遠隔、代理店の信用薄弱等對遮的事情にある地方の配給數量は割當計畫量に達せず而も之に對する罰則を欠いてゐた爲配給の圓滑は依然として完璧を期し得なかつた。

この外製造業者及卸賣業者の運賃負擔の不均衡問題が今一つの問題で交通其他の事情に依り地域的に極めて差がある關係上利潤に不均衡を生ずることとなりこの點も早晚調整されねばならなかつたのである。

之等の點から更に一層強力な統制が要請されたところ偶々康徳九年十一月事業統制組合法の公布を見、政府は

同法に基く強力なる統制組合を設立し統制の完璧を期するに至つた。

即ち康徳十年一月二十日附興農部訓令第三四號を以て啓東煙草株式會社管理人皆川豊治外五名を事業統制組合法第十六條第二項の規定に依り滿洲煙草統制組合の設立委員に任命、設立に關しては滿洲煙草統制組合設立要綱に依るべ

き事を指示した。

### 滿洲煙草統制組合設立要綱

#### 滿洲煙草統制組合設立要綱 農康一〇、一、三司

##### 第一 方 针

現下東亞ニ於ケル捲煙草及其原料ノ需給逼迫ノ情勢ト之が我方國ニ及スベキ影響ヲ洞察シ且ツ現下國內ニ於ケル捲煙草ノ製造及配給ノ實績ヲ省ルトキ之ニ對シ徹底的改善ヲ加フルノ要切ナルモノアルヲ以テ現存ノ煙草業組合ヲ發展的ニ解消シ去ル十一月二十五日公布を見タル事業統制組合法ノ趣旨ニ基ク強力ナル統制組合ヲ新ニ設立セシメ業者ノ共同責任ヲ以テ捲煙草ノ一元的統制製造技術ノ改善及品質ノ向上ヲ計リ其他政府ノ施策ニ對スル萬全ノ協力を促進セシメントス

##### 第二 要 領

- 1、名 称 滿洲煙草統制組合ト稱ス
- 2、主タル事務所ノ所在地 新京特別市トス
- 3、組合構成員 國内ニ於ケル捲煙草製造業者
- 4、組合ノ業務

##### 1 捲煙草ノ統制

##### 2 捲煙草ノ製造技術及品質ニ關スル調査及研究

##### 3 共同事業ノ經營

##### 4 主管部大臣ノ命ズル事項

##### 5 前各號ニ附帶スル業務

##### 五、組合員ノ出資額

一口 壹萬圓トス（出資總額ハ概ネ百萬圓ヲ豫定ス）

##### 役員ハ主管部大臣任命ス

##### 第三 措 置

- 1、組合ハ二月二十日迄ニ設立ヲ了スルモノトス
- 2、組合設立ト同時ニ現煙草業組合ハ解散ス
- 3、捲煙草ノ統制要綱ハ別ニ定ム

他方、捲煙草卸賣組合は解散を命じ捲煙草卸賣業者は物價及物資統制法第十條の規定に依る興農部大臣の許可營業とし從來大都市に偏在してゐたのを全滿各市縣旗に適正分散配置し、從來の製造會社との特約代理店的性格を拂拭して之を統制組合に隸屬せしめ組合の指揮監督の下に當該市縣旗の捲煙草小賣業者に對する配給を爲さしむることとした。

## 2. 現 態

- 1 配給組織  
中央に滿洲煙草統制組合、省に組合支那、市縣旗に卸賣業者及小賣業者を置く
- 2 中央配給機構

イ、組合は興農部大臣の監督の下に國內捲煙草の配給統制を行ふものとし差當り大臣の認可を経た省別配給比率に基き組合員に對する配給指令、運賃の綜合計算、又は運賃補助及之に附帶する事業を行ふ。

ロ、組合員（製造業者）は組合の指令に依らずして捲煙草の配給を行ふことが出來ない。若し之を爲した場合は一萬圓の過怠金を徵し、捲煙草の出荷割當停止輸出入割當の停止、等の罰則を適用する。

## 3 地方配給機構

イ、卸賣業者は興農部大臣の許可がなければ營業が出來ない（許可には配給區域を指定する）。

ロ、各省内に於ける市縣旗別配給數量は省の定むる市縣旗別比率を基礎として定める。

ハ、卸賣業者は組合の配給指令に依り製造業者より捲煙草を買入れ、指定配給區域内の小賣業者に卸賣をする。

ニ、卸賣業者が小賣業者に對する配給割當は當該市縣旗長より指示を受ける。

## 4 運賃の綜合計算

イ、從來の如き代理店關係が拂拭されるに至つたこと。

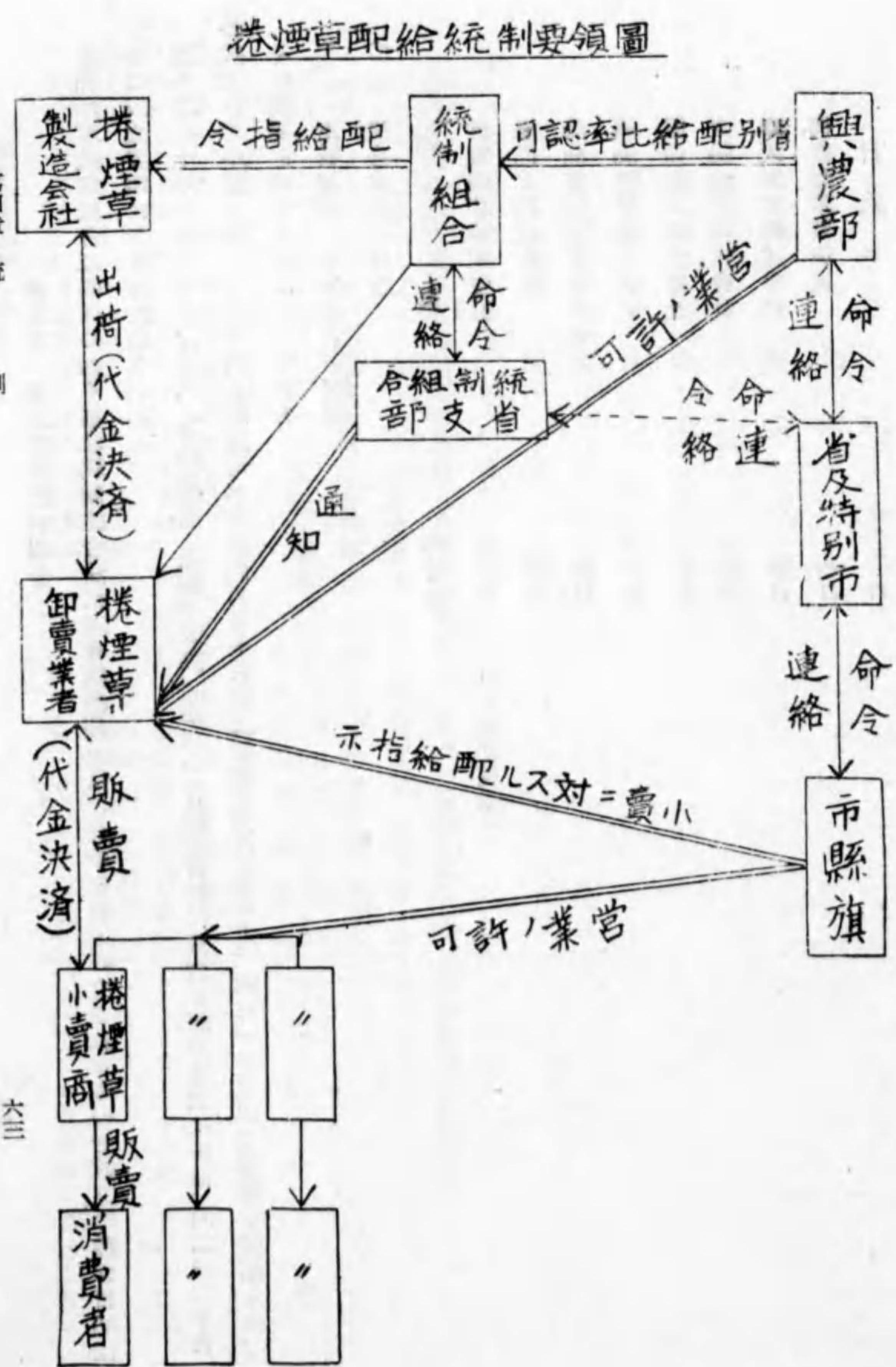
ロ、製造業者から卸賣業者へ配給する捲煙草の運賃は全滿全社につき綜合計算を行ふ、之が爲從來みられた様な運賃負擔の不均衡に依る捲煙草の地域的偏在といふ事が除去されるものとみられてゐる。

## 5 製造業者對卸賣業者との取引條件

イ、從來の如き代理店關係が拂拭されるに至つたこと。

ロ、製造業者から卸賣業者に供給する捲煙草は卸賣業者の店先渡とし組合員の責任に於て之を爲す。

ハ、代金は現金拂を原則とすること、之に依て製造業者對卸賣業者の信認金問題が解決され、特約代理店關係の紐帶を斷つに至つた。



第三項 滿洲煙草統制組合

第三章 満洲煙草統制組合の設立と運営

前掲の設立要綱に示された通りである。

即ち康徳十年一月二十日、啓東、滿洲東亞、滿洲、太陽、協和の各製造會社代表者を設立委員に任命、同二月二十日

の設立認可申請に對して三月六日附認可があり同月三十日正式に役員の任命あり、四月一日を以て業務を開始した。  
その概要を示すと左の如くである。

(一) 出資總額 國幣壹百萬圓整

組合員	持分數
啓東煙草株式會社	三〇口（一口に付壹萬圓）
老巴奪株式會社	一〇口
滿洲東亞煙草株式會社	二四口
滿洲煙草株式會社	一二口
協和煙草株式會社	一〇口
太陽煙草株式會社	一〇口
奉天煙草株式會社	一〇口
同新煙草製造廠	一〇口
計八社	一〇〇口

(三) 役員

理常務理事長  
事小黑大塚  
網柳義雄  
一晴雄

岩見鋤作  
長谷川祐之助  
五十子順造  
和子和

#### (四) 組合の機構

本部を新京特別市に置き支部を各省公署所在地に置く、本部の機構及支部の名稱所在地左の通り。



第四章 統制

本部を新京特別市に置き支部を各省公署所在地に置く、本部の機構及支部の名稱所在地左の通り。

安東省支部	(安東市)
奉天省支部	(奉天市)
四平省支部	(四平市)
錦州省支部	(錦州市)
熱河省支部	(承德街)
興安西省支部	(開魯街)
興安南省支部	(王爺廟街)
興安東省支部	(札蘭屯街)
興安北省支部	(海拉爾市)

## (五) 業務の概要

組合は設立日淺く、一應配給統制方策を決定したのみで製造統制其の他につきては目下銳意準備中であるが定款に定められた事業は左の通りである。

## 一、捲煙草ノ統制

1. 捲煙草製造ニ關スル統制
2. 捲煙草ノ配給ニ關スル統制
3. 捲煙草ノ輸出入ニ關スル統制
4. 捲煙草ノ運賃ニ關スル統制

## 二、捲煙草ノ製造技術及品質ニ關スル調査研究

1. 製品ノ品質向上ニ關スル研究
2. 製品ノ需給狀況ニ關スル調査

3. 技術ノ研鑽ヲ目的トスル技術委員會ノ設置
4. 技能競争ノ開催
5. 其他組合ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル調査及研究

## 三、共同事業ノ經營

1. 共同倉庫
2. 其他必要ナル共同施設

## 四、興農部大臣ヨリ特ニ命ぜラレタル事項

## 第三節 公課制度

葉煙草及製造煙草は前述の統制を受ける外、菸稅法及捲菓法に依つて課稅されてゐる。

## (一) 葉煙草に對する課稅

捲煙草以外の葉煙草及製造煙草は菸稅法の適用を受けてゐる。菸稅法は康德三年七月一日勅令第一〇八號を以て公布せられ其の後數次に亘つて變更現在に及んでゐる。現在の稅率は

1. 葉煙草 從價百分の四十
  2. 製造煙草 小賣價格の百分の五十
- で、葉煙草については其の運送の時、耕作者又は耕作者より葉煙草を取得した者から徵收し、製造煙草については其製造場搬出の時、製造者から徵收する。  
尙左の場合には免稅される。

1. 捲煙草其他製造煙草の原料に使用される葉煙草
2. 外國に輸出される葉煙草及製造煙草
3. 腐敗其他の原因に依り喫用に適せざるに至つた葉煙草及製造煙草

(二) 捲煙草に對する課稅

捲煙草に對しては捲菸稅法が適用されてゐる。

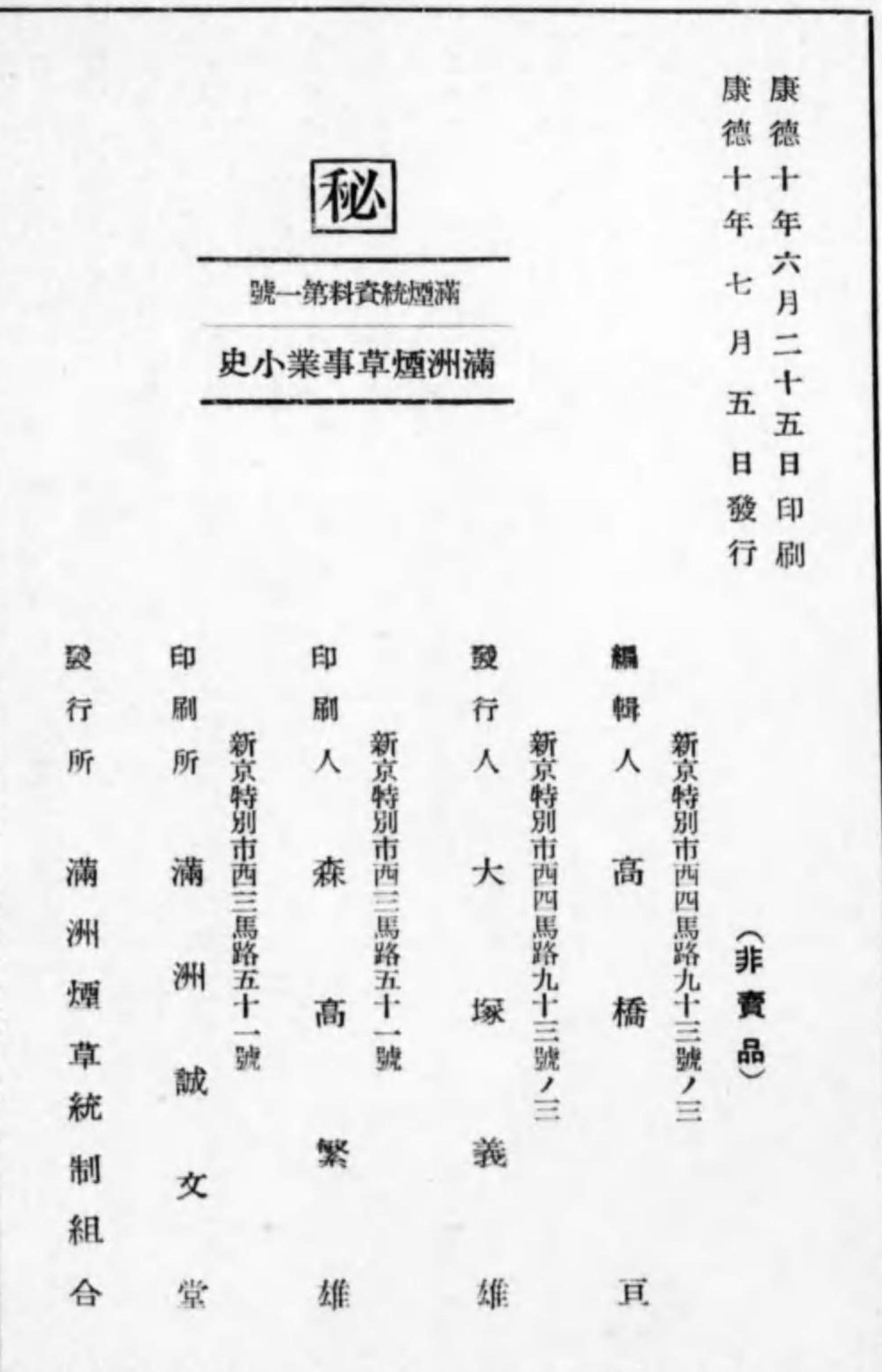
捲菸稅法は康徳元年勅令第四十九號を以て公布されその後數次の改正を經て現在に及んでゐる。

現在の稅率は

1. 國內捲煙草 小賣定價の百分の六十
2. 輸入捲煙草 小賣定價の百分の五十二

であつて國內產のものは捲煙草を製造場より搬出する時其の製造者から、輸入品は輸入業者が輸入場に搬入した時は業者より、業者以外のものが輸入した時はその者から徵收する。

(完)



AT2L-33

11-11

終

